

職員の再任用制度の運用について

(1) 再任用期間について

平成25年度以降の定年退職者については、無年金期間が発生することから、国家公務員の運用に準じて、退職年度ごとに希望者に対し、再任用雇用する。

定年退職年度	再任用年齢	再任用期間
平成25年度・平成26年度	61歳	1年間
平成27年度・平成28年度	61歳～62歳	2年間
平成29年度・平成30年度	61歳～63歳	3年間
平成31年度・平成32年度	61歳～64歳	4年間
平成33年度以降	61歳～65歳	5年間

(2) 雇用基準について

再任用を希望した者は基本的には採用する。ただし、下記項目に該当する場合や定年退職前の勤務実績や健康状態いかんでは採用しない場合もある。選考にあたっては「再任用選考委員会」を設置し、面接や健康状態、在職時の人事記録により判断する。

- 定年退職前1年間で、疾病等（公務上・通勤の負傷・疾病を含む）により休職処分を受けた者（医師の診断によりその疾病等が完治したまたは就労が可能と判断される場合は除く）
- 定年退職前10年間で地方公務員法第28条第1項第1号（勤務実績が良くない場合）、同項第3号（その職に必要な適格性を欠く場合）の規定により降任になった者
- 定年退職前5年間で、自己の責により地方公務員法第29条（懲戒）による停職処分を受けた者
- 再任用選考委員会により、再任用することが不適格とされた者

(3) 勤務時間等について

配置先の確保等を勘案し、フルタイム勤務を基本とする。
ただし、健康状況や家庭状況等によってはハーフタイム勤務も可とする。

項目	フルタイム	ハーフタイム
週あたりの勤務時間	38時間45分	フルタイムの1/2
1週間あたりの勤務日数	5日間	2～3日間
1日勤務時間	7時間45分	7時間45分
職員定数	含まれる	含まれない

(4) 給与月額等

職種	職務の級	月額
行政職（事務職・技術職）	2級～4級	213,400円～277,800円
医療職（検査技師等）	3級	259,300円
医療職（看護師）	3級	265,100円

※ハーフタイム勤務の場合、月額は半額となる

支給される手当～通勤手当、時間外・休日・夜間勤務手当、特殊勤務手当、
期末勤勉手当（2.1月分/年）